

「福岡県土木工事共通仕様書（共通編・総則）」（令和8年10月）新旧対照表

新	旧
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 1 略 2 受注者は、共通仕様書の適用にあたり、「福岡県農林水産部工事監督要領」及び「福岡県農林水産部工事検査要綱」による監督、検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、受注者はこれら監督、検査（しゅん工検査、中間検査、出来形検査）に当たり、福岡県財務規則（昭和39年4月1日規則第23号）（以下「財務規則」という。）第176条及び177条の規定に基づくものであることを認識しなければならない。 3 略 4 受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。 5 略 6 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位とが併記されている場合、（ ）内を非SI単位とする。受注者は、SI単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督員と協議しなければならない。 なお、非SI単位の使用が認められているものについては、この限りではない。 7 略 1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(17) 略 (18)「工事検査員」とは、契約書第 32 条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 (19)～(40) 略 (41)「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督員が立会等により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 (42)「工事検査」とは、工事検査員が契約書第32条、第38条及び第39条に基づいて給付の確認を行うことをいう。 (43)～(45) 略 1-1-3～1-1-37 略 1-1-38 諸法令、諸法規の遵守 1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。 (1)～(25) 略 (26) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号） (27)～(73) 略 (74) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 1 略 2 受注者は、共通仕様書の適用にあたり、「福岡県農林水産部工事監督要領」及び「福岡県農林水産部工事検査要綱」による監督、検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、これら監督、検査（しゅん工検査、中間検査、出来形検査）に当たり、福岡県財務規則（昭和39年4月1日規則第23号）（以下「財務規則」という。）第176条及び177条の規定に基づくものであることを認識しなければならない。 3 略 [新設] 4 略 5 SI(国際単位系)についてはSI単位と非SI単位とが併記されている場合、（ ）内を非SI単位とする。受注者は、SI単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督員と協議しなければならない。 なお、非SI単位の使用が認められているものについては、この限りではない。 6 略 1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(17) 略 (18)「検査職員」とは、契約書第 32 条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 (19)～(40) 略 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。 (42)「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第38条及び第39条に基づいて給付の確認を行うことをいう。 (43)～(45) 略 1-1-3～1-1-37 略 1-1-38 諸法令、諸法規の遵守 1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。 (1)～(25) 略 (26) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号） (27)～(73) 略 (74) 肥料取締法（昭和25年法律第 127号）

新	旧
(75)～(91) 略 2 略 1－1－39 略 1－1－40 施工時期及び施工時間の変更 1 略 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を監督員に連絡しなければならない。 なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督員に提出しなければならない。 1－1－41～1－1－52 略	(75)～(91) 略 2 略 1－1－39 略 1－1－40 施工時期及び施工時間の変更 1 略 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。 1－1－41～1－1－52 略